

(内閣委員会)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法

律案（閣法第六二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正

1 題名の改正

法律の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

2 施行期日の改正

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律は、一部を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

3 その他所要の改正を行う。

二、 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。